

V 被災者救援対策活動

1 「り災証明書」の発行

「り災証明書」の発行については、1月21日、22日に総務部、保健福祉部と消防本部で事務調整を行い、地震による「り災証明書」は保健福祉部、火災による「り災証明書」は消防本部が担当することとしたが、建物被害調査の実施担当課が定まらない中で、市民から早期の証明発行を求められ、その対応を迫られたことから、建物被害調査事務は消防本部が担当することとなった。

また、地震による「り災証明書」の発行は、1月23日から被災者の自己申告による「(仮)り災証明書」の発行手続が開始され、「り災証明書」の正式発行は、消防本部の建物被害調査結果を受けて、2月20日から発行することとなった。

しかし、建物被害調査結果に対する不服により、「り災証明書」の書換え再交付を求める被災者が多く、やむなく発行した「り災証明書」に家屋再調査依頼書を添付して受理することとした。

2 建物被害調査

ア 第1次建物被害調査

建物被害調査の実施に当たっては、「災害の被害認定基準の統一について」(昭和43年結審第115号)の統一基準をもとに1月23日から1月29日まで市全域の家屋を建物外部からの目視により調査を実施し、その集計結果を中間的報告として公表したところ、調査結果に対する市民からの問い合わせが殺到、調査結果の正確を期すため、再度、2月4日から2月10日まで被害調査を実施し、建物被害台帳を作成整理して2月20日からの正式「り災証明書」の発行事務に備えた。

しかし、中間報告後の2月6日から既に再調査依頼の申込みがあり、消防本部としては、「り災証明書」の発行に伴う再調査依頼の急増が予測されたため、被害調査実施体制の再編、見直しに当たり、市建設部へ建築士等の協力応援方を依頼するとともに、共同住宅等耐火建築物の建物被害調査に当たっては、阪神県民局へ指導協力を要請し、助言を得ながら実施することとした。

イ 再調査

2月20日から、消防本部の調査に基づいた「り災証明書」発行事務が進む中で、調査結果に対する不服等の再調査依頼が当初の予想をはるかに上回り、多数の再調査依頼が提出されることとなった。

この再調査依頼の内容については、電話での確認により処理できるもの及び住民基本台帳との照合確認で処理可能な内容もあるものの、大半の再調査依頼内容は、外観からの目視では判断できない建物内部の損壊、損傷の被災者からの依頼であることが判明したため、2月22日から建物内部の被害実態を把握するため、各居住者の承諾を得ながら消防職員による再調査を開始、並行して、消防職員のみによる目視調査では判定困難な建物については、ボランティアの建築士等の応援を求めて、家屋内外からの被害調査を実施した。

また、今回の地震による被害認定に際しては、国の統一基準では具体的判断基準が不明確な地盤の変動等による傾斜家屋の被害判断基準及び主要構造部として取扱う範囲の特定が困難な建築物が存在しており、これらの建物被害判定に当たっては、損壊建物全般にわたる実態把握に専門的立場からの調査判定基準、調査方法を定める必要が生じたため、東京大学生産技術研究所及び大阪府建築士会に協力を要請し、各4人の推薦を受け、市関係者を含めた12人で「芦屋市家屋被害判定検討委員会」を設置し、家屋被害認定の判断基準となる「被災度区分判定基準」等を定め、大阪府建築士会等の建築士2人と消防職員1人の班編成で3月17日から4月27日の再調査締切り日まで再調査を実施した。

ウ 再調査件数

2月20日の「り災証明書」発行以来、4月27日の締切りまでの再調査依頼件数は、4,705件を数え、1日平均では71件となる。

しかしながら、震災の状況が落ち着くにつれ、避難者が避難先から帰郷するに及んで、平成7年12月31日までに459件、平成8年3月21日までに34件の再調査依頼があり、総数5,198件の再調査を行った。このうち、3回の再調査を実施した建物は、317件、4回以上は、43件であった。

平成8年4月以降においても、引続き、再調査依頼及び被害程度の照会等があり、再調査事務を継続しているが、被害程度を変更する新たな事実もなく今日を迎えている。

なお、建物被害調査に関連する訴訟事案については、平成9年12月に提訴され、消防調査員の証言を求められた1件のみであった。